

**大崎市給食費
負担軽減補助金
Q&A**

大崎市教育委員会教育総務課

令和8年10月1日

Q1 どんな人が対象になりますか？

- 食物アレルギー，疾病，宗教，長期欠席等の理由により，その月に市が提供する学校給食のいずれも食べられない児童の保護者です。
月の始まる5日前までに，学校に給食停止を申し出ていることが条件です。

Q2 補助金の金額は？

- 1人1月あたり 5,200円です。
令和8年度の場合，年間の上限は，国の基準に基づき，
 $5,200円 \times 11 \text{ か月 (8月を除く)} = 57,200円$ です。

Q3 申請の手続きは？

- 所定の申請書に記入のうえ，通帳の写しを添えて教育総務課（学校給食担当）へ提出してください。年度当初は，4月15日まで（令和8年度は10月15日まで），その後は，その月の5日までに提出してください。
申請書は，大崎市のホームページからダウンロードできます。学校にも備え付けてあります。

Q4 補助金の交付時期は？

- 3期に分けて交付します。食べられなかった状況が確認できしだい，速やかに指定口座に振込します。
- ・ 1期：4月分から 7月分まで
 - ・ 2期：9月分から12月分まで
 - ・ 3期：1月分から 3月分まで

Q5 申請したら必ずもらえるの？

- 学校又は学校給食センターからの食数報告に基づき，教育委員会で，申請のあった児童の喫食実績を調査します。その結果，該当する児童の保護者に補助金を交付します。

Q6 こんな場合は？

- ① 食物アレルギーで牛乳を飲んでいません。その分は補助してもらえますか？
→ 給食の一部でも食べたり飲んだりしている場合は、補助金の交付対象になりません。
- ② 6月10日に転入してきましたが、食物アレルギーのため給食が全く食べられません。補助金の対象になりますか？
→ 7月分から補助金の交付対象になります。7月5日までに教育総務課へ申請書を提出してください。
- ③ 体調不良により、今月は一度も給食を食べられませんでした。これから補助金を申請できますか？
→ 事後申請はできません。事前に申請していることが必要です。
- ④ 振込口座の変更はできますか？
→ できます。通帳の写しを添えて教育総務課給食担当へ申し出てください。
- ⑤ 食物アレルギーのため年度初めに1年分の給食を停止し、補助金申請をしましたが、9月にアレルギーが解除となり、給食を食べられるようになりました。手続きは必要ですか？
→ 喫食実績に基づき補助金を交付しますので、手続きは必要ありません。
- ⑥ 給食を食べられない期間が予定より延びそうです。申請期間の延長はできますか。
→ できます。期日までに改めて申請書を提出してください。
- ⑦ 5,200円を超える、給食費全額分は補助されないのですか？
→ 年間給食費の金額にかかわらず、交付額は国で定める基準額（ひと月 5,200円）です。
- ⑧ 給食を食べていないため申請していましたが、今月15日に転校します。今月分の半額は補助されますか？
→ 半月分の交付はできません。補助金は1か月単位での交付になります。
ただし、大崎市立学校に転校した場合は、転校先での喫食実績を調査し判断します。

申請前チェック項目

- ☐ 学校で給食を食べられない日がある
- ☐ 1 か月間給食をまったく食べられない月がある
- ☐ 学校に給食を止める手続きをしている
- ☐ 他の制度により給食費の補助を受けていない